

福山市自治会連合会慶弔見舞金規程

昭和50年6月5日

規 程 第 2 号

(範囲)

第1条 福山市自治会連合会（以下「この会」という。）が贈る慶弔見舞金の範囲は、功労金、香料及び見舞金とする。

(功労金)

第2条 この会の発展に貢献し、その功績拔群である業績については、常任理事会で充分審議し、予算の範囲内で決定した額を贈るものとする。

(香料及び弔辞)

第3条 この会が贈る香料の額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 単位自治会（町内会）長 | 5,000円 |
| (2) 連合会長 | 10,000円 |
| (3) 連合会長の両親及び配偶者 | 3,000円 |

2 連合会長については弔辞を贈り、その両親及び配偶者については、弔電を打つことができる。

3 単位自治会（町内会）長の両親及び配偶者については、弔電を打つことができる。

(見舞金)

第4条 この会の見舞金については、次の療養及び災害に適用する。

- (1) 連合会長が療養期間1か月を超えるとき、又は入院期間が3週間以上に及ぶときは、見舞金3,000円を贈るものとする。
- (2) 自治会（町内会）長が災害（水、火、震災及び不慮の事故）によって、身体に重大な障がいを受け、又は住居財産に全失相当の損害を受けたときは、常任理事会において決定し、贈るものとする。

附 則

この規程は、昭和50年6月5日から実施する。

附 則

この規程は、昭和５３年３月２８日から実施する。

附 則

この規程は、昭和５６年５月１９日から実施する。

附 則

この規程は、昭和５８年５月１７日から実施する。

附 則

この規程は、昭和６２年５月２８日から実施する。

附 則

この規程は、平成１７年６月２日から実施する。

附 則

この規程は、平成２２年６月１１日から実施する。

附 則

この規程は、平成２５年５月２８日から実施する。